

岐阜県公報

号外(五) 平成二十年三月三十一日

目 次

(農業振興課)

ページ

農地保有合理化事業規程の廃止の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農地保有合理化事業規程を廃止した農地保有合理化法人の名称

各務原市農業協同組合

羽島市農業協同組合

本巣郡農業協同組合

岐阜北農業協同組合

二 農地保有合理化事業規程の廃止を承認した日

平成二十年三月三十一日

平成二十年三月三十一日印刷
平成二十年三月三十一日発行

発 行 行 所 者

岐 阜 県 庁 県
岐 阜 市 藤 田 南 二 丁 目 一 番 一 号

印 刷 者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共)(消費税一二八六円を含む)
岐 阜 市 三 輪 ふ り ん と び あ 十 三
岐 阜 市 三 輪 ふ り ん と び あ 十 三
一一
岐 飯 阜 尾 文 芸 社 寛